

長野労発基 1203 第 1 号
令和 6 年 12 月 3 日

各団体の長 殿

長野労働局長



令和 6 年度長野県最低賃金及び特定（産業別）最低賃金
の改正に伴う周知用リーフレットの送付について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県内すべての労働者に適用される長野県最低賃金は、令和 6 年 10 月 1 日から時間額 998 円に改正されました。

また、特定（産業別）最低賃金が適用となる 2 業種についても順次改正発効となり、はん用機械器具等製造業は令和 6 年 12 月 12 日から時間額 1,043 円に、計量器等製造業は令和 7 年 1 月 1 日から 1,032 円になります。

つきましては、改定額の周知及び中小企業・小規模事業者の賃金引上げに伴う各種支援策の周知、利用促進のため、下記のとおり周知用リーフレットを送付させていただきますので、掲示及び配架していただく等、特段の御配慮を賜りたくお願い申し上げます。

記

長野県最低賃金及び特定（産業別）最低賃金周知用リーフレット

※リーフレットは、長野労働局ホームページから印刷が可能です。

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saiteitingin_kanairoudou.html



※お問合せ先
長野労働局労働基準部賃金室
〒380-8572 長野市中御所 1-22-1
TEL 026-223-0555
E-mail chinginshitsu-naganokyoku@mhlw.go.jp
担当 岡田、荒河

長野県の最低賃金 ちゃんと確認してる？



令和6年10月1日から

時間額

998 円

松本市 吉澤 佑樹さんの作品

計量器等製造業 最低賃金



1,032 円

時間額

令和7年1月1日発効

はん用機械器具等 製造業 最低賃金



1,043 円

時間額

令和6年12月12日発効

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認

最低賃金に関する特設サイト



最低賃金 特設サイト

最低賃金に関するお問い合わせは長野労働局または最寄りの労働基準監督署へ



長野労働局

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善助成金

最大600万円を助成

長野県の最低賃金

★必ずチェック！働く人と雇う人のためのルールです★

地域別最低賃金	時間額	効力発生日	 <p>★長野県最低賃金は、 長野県内の事業場で働く 全ての労働者に適用され ます。</p>
長野県 最低賃金	998 円	令和6年 10月1日	

★以下の産業で働く労働者には、それぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。

（それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意ください。）

特定（産業別）最低賃金	時間額	効力発生日	適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	1,032 円 改正前 983円	令和7年 1月1日	測量機械器具製造業、理化学機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,043 円 改正前 994円	令和6年 12月12日	ボイラ・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（糸糸手編機械製造業を除く。）、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務
各種商品小売業	998円	※令和6年度の金額改正がないことから、令和6年10月1日から長野県最低賃金時間額998円が適用されます。		
印刷、製版業	998円			

※ それぞれの特定（産業別）最低賃金の適用除外業種、適用除外者及び適用除外業務に該当する場合は、**長野県最低賃金が適用されます。**（適用業種、適用除外業種に係る日本標準産業分類の区分は、長野労働局ホームページをご確認ください。）

※ 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。

※ 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

※ 技能実習制度における技能実習生は、特定（産業別）最低賃金の適用除外者の1つである「雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの」には該当しません。

※ 精皆動手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

※ 最低賃金を一定額以上に引き上げた中小企業・小規模事業者への支援制度として、「**業務改善助成金**」があります。詳しくは、長野労働局ホームページをご覧ください。

※ この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください。

長野労働局 最低賃金とは・・・  業務改善助成金 

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は
長野労働局労働基準部賃金室（電話026-223-0555）へ